

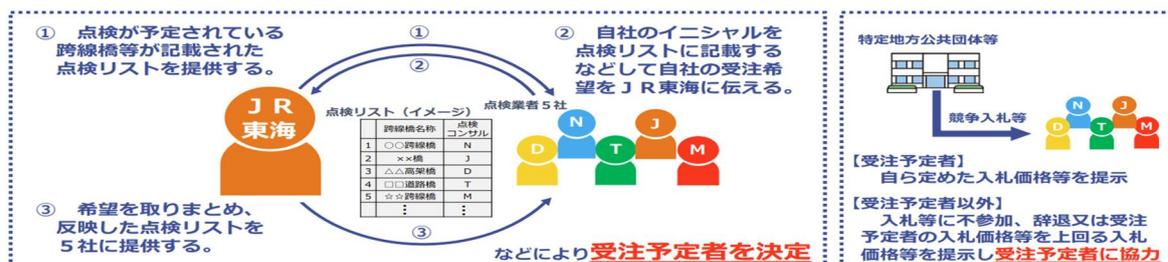
競争法に関する直近の動向

弁護士 [石川 哲平](#)
 弁護士 [松橋 翔](#)
 弁護士 [三上 夏輝](#)

1 地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令

(1) 事案の概要

地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する跨線橋の点検業務等の入札等参加業者5社（以下「5社」といいます。）及び当該跨線橋を管理する東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」といいます。）は、公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）から、2025年12月19日、独占禁止法（以下「独禁法」といいます。）の不当な取引制限（同法3条、2条6項）に該当するとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251219_chubu_shinsa_kosenkyo.html）。5社及びJR 東海は、5社の中から受注予定者を決定する、5社のうち受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるよう協力する旨の合意の下、5社はJR 東海に受注を希望する跨線橋を伝え、JR 東海は伝えられた希望を取りまとめたうえでそれを反映したリストを5社に提供することなどにより受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていただとされています。



【出典：公取委「(令和7年12月19日)本件の概要」(https://www.jftc.go.jp/file/251219_chubu_shinsa_02.pdf)】

(2) 事業者間の競争関係の要否

本件において、JR東海は自ら跨線橋の点検業務等を行う者ではなく、また、当該業務に関係する取引関係も認定されていませんので、JR東海は受注予定者に該当せず(5社と競争関係になく)、受注予定者の商流にも入らない事業者となりますが、JR東海も5社とともに違反事業者と認定されています。

本件と類似する事例としましてはANA制服受注調整事件(公取委平成30年7月12日同年(措)第13号(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jul/180712_01.html))があります。

JR東海のように、実質的な競争関係がなく商流にも入っていない事業者であっても、その役割等次第では不当な取引制限における違反事業者と認定され得ることを示す一つの事例として実務上参考になります。

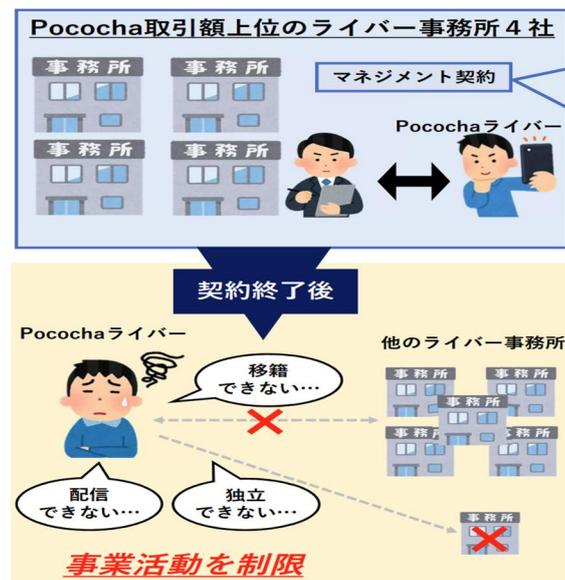
2 ライバー事務所を運営する事業者に対する注意

(1) 事案の概要

ライバー事務所4社(以下「4社」といいます。)は、公取委から、2025年12月9日、独禁法の不公正な取引方法(同法19条、不公正な取引方法12項(拘束条件付取引)又は14項(競争者に対する取引妨害))につながるおそれがあるとして注意を受けました(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251209_daisan.html)。

4社は、「Pococha」と称するライブ配信プラットフォーム(以下「Pococha」といいます。)におけるライブ配信に係る株式会社ディー・エヌ・エーとの取引額が上位のライバー事務所であったところ、自社に所属するPocochaのライバーとの間で締結したマネジメント契約において、合理的な理由が認められないにもかかわらず、当該ライバーの移籍や独立を牽制する目的で、当該契約終了後一定期間、以下の行為の全部又は一部を内容とする旨の規定を設け、当該契約終了後における当該ライバーの事業活動を制限したとされています。

- ① ライブ配信活動を行うことの禁止
- ② 他のライバー事務所との間でマネジメント契約を締結することの禁止
- ③ 自社と同種の事業を営むことの禁止



【出典：公取委「(令和7年12月9日)本件の概要」(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251209_daisan_3.pdf)】

公取委は、ライバー事務所が前記①～③の行為をすることで、他のライバー事務所がより人気のあるライダーを容易に獲得できなくなる、所属ライダーが契約終了後新たにライバー事務所を立ち上げることが困難になる等の効果が生じる可能性があるところ、これらにより他のライバー事務所又は新たに立ち上げるライバー事務所の取引機会が減少するような状態をもたらし、ライバー事務所間における公正かつ自由な競争に影響を与えるおそれがあるとしています。

(2) 競業避止義務を課す必要性・相当性について

前記(1)①～③の行為のようないわゆる競業避止義務については、内閣官房・公取委「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」12頁(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250930_geinouushishin_02.pdf)によれば、「芸能分野においては、基本的に実演のみを行い、芸能事務所の運営そのものには関わることがない実演家が保護されるべき営業秘密等を知ることは例外的な場合であると考えられることなどを踏まえると、そもそもこれらの活動制限を課すこと自体の必要性・相当性が認められない可能性が高い」とされています。

本件でも同様に判断されていますが、実務上のポイントとして一般的に芸能事務所等がマネジメント契約の終了に伴い実演家に対して競業避止義務を課す必要性・相当性が認められる場面は例外的なものに限られ得る点に留意する必要があります。

【監修】



[石川 哲平](#)（弁護士）
E-mail: tepei.ishikawa@iwatagodo.com

慶應義塾大学法科大学院修了、2013年弁護士登録。
公正取引委員会に3年間勤務し、多数の立入検査、事件審査、
取消訴訟などを担当し、独占禁止法の実務に深い知見を有す
る。これらの経験を活かし、多数の当局の調査対応、事業活動
に関する法的助言等を行う。

【執筆者】



[松橋 翔](#)（弁護士）
E-mail: sho.matsuhashi@iwatagodo.com

慶應義塾大学法科大学院修了、2018年弁護士登録。
主にM&A取引、会社法等のコーポレート分野に関する業務や
独占禁止法・取適法に関する業務を取り扱う。



[三上 夏輝](#)（弁護士）
E-mail: natsuki.mikami@iwatagodo.com

早稲田大学法科大学院修了、2025年弁護士登録。
独占禁止法・取適法に関する法的助言のほか、不動産案件等、
企業法務全般の業務を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報: newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります。また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。